

ごあるをもて、夜都古は臣の意なることを知べし。推古紀には國造をクニノヤツコとも訓り、夜都古ミいへば甚賤き者の如く聞ゆれども、必然に非ず。君に對へて臣を云名なり。故君臣の意なる臣をば、書紀などにも皆ヤツコと訓り、又官奴を美夜都古と云は別なり。其はもと私家の奴婢より起て、公の奴婢を云なり。されどその私家の奴婢も、君臣の臣の意なれば、云もてゆけば本は一なり。又このもの御奴など云も此なり。此等名の本の意は一におつめれども、造は天皇に對へて臣の意なる故に、其部の上たる人を云。御奴とは下に付者を云なれば、用ふる所に至り。つては甚異なり。さて國造を國宮司と云意とする説は大誤なり。又師賀茂眞淵宮は國造を久爾都許と訓て、其説に國造は其國を草創し意にて即造と云言なり。又の造は、夜都許と訓、又久爾都許と訓る所も稀にはあり。造字に就て思へば、此師説當れどに似たれども、造も宮を造れる功に因れるこど未其證を見ず。孝德紀に進調賦時、其臣連伴造國造等先自收歛、然後分進修治宮殿云々など云るこゝあれど、此は別事なり。さて若造作者意ならば、國造の例歛にて、美夜都古も宮造べきことなるに、然書るこゝなし。造字のみにては、宮を造るこゝには取がたし。そのうへ右に引る書紀に、國造伴造と並べ云、又これを二造されば天皇の御臣として、書紀推古卷に、國司國造是王臣、其國々を治る人を國御臣と云。各其部々を掌る人を伴御臣とは云なり。

倭訓栞前編久入くにのみやつこ 日本書紀に國造をよめり、後世の國司の如し、其國の宮社を祭れば、みやつこの名ありといひ、またもと其地を開き造りたる意成べければ、くにづことよみて事足ぬともいへるは、ともに非るべし。日本紀に諸の仕奉る人等を總擧するには、必ず臣連伴造國造と並べいへり。國造は諸國にて其國を治るをいふ。今音をもて呼り、其絶ざるは出雲にのみ遺れり。紀州日前備中吉備津宮、因州宇都宮なども同じ。孝德の御宇に國造を郡司にせられしは、神事に預る事なかりけん。文武の時に神事をも兼行はせられたり、かくて後神事に言よせて公事をかくことありしかば、桓武の時より又國造は神事のみにて、別に郡司は置れし也といへり。

〔玉勝間六〕國造
いにしへに國造といひしは、今の世のごと大きにこそあらざりけめ、大かた何事も大名の如くなる物にて、國々に多く有し也。それが中に國造、また君、また別、又直、又稻置、また縣主などいふ色